

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会
会員の皆さまへ

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
宅地建物取引業者賠償責任保険制度
(宅地建物取引士特約付包括職業賠償責任保険)

新規・継続・中途加入のご案内

< 本制度の概要 >

- ◎宅地建物取引業者が、日本国内において、宅地建物取引の代理・媒介業務の遂行にあたり、義務違反があったとして、保険期間中に損害賠償請求された場合に被る損害について保険金が支払われます。
- ◎本制度でお支払いの対象となる保険金の種類
 - ア. 損害賠償金
 - イ. 争訟費用（保険会社が認めた費用に限ります。）
 - ウ. 事故発生拡大防止費用（保険会社が認めた費用に限ります。）
- ◎本制度にご加入いただける事業者は宅地建物取引業法第3条にいう事業免許を取得し、当協会の会員である事業者に限ります。
- ◎当協会を保険契約者、会員を被保険者とする団体契約です。
- ◎保険期間は2023年6月1日から1年間

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会
取扱代理店 株式会社 静岡宅建サポートセンター

保険期間 2023年6月1日16時から2024年6月1日16時まで
中途加入の場合 申込月（毎月20日締切）の翌月1日16時から2024年6月1日16時まで

1 お支払いする 保険金

(1) 保険金をお支払いする主な場合

被保険者〔本制度に加入いただいた会員（宅地建物取引業者）の皆さまで保険の補償を受けられる方、以下同様とします。〕が、日本国内において、宅地建物取引の代理・媒介業務の遂行にあたり、職務上相当な注意を用いなかったことに起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

(2) お支払いする保険金の種類

- 損害賠償金（被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。）
- 争訟費用（損害賠償に関する争訟について、被保険者が保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用）
- 事故発生拡大防止費用

2 補償対象業務

補償の対象となる業務は、下記のとおりです。

対象業務の範囲	宅地建物取引業法第2条第2号に定める宅地建物取引のうち、取引の代理または媒介の業務 ※ただし、被保険者が取引の一方の当事者になる行為（宅地建物取引業者の代理も含みます。）は対象業務から除外します。
---------	---

3 補償金額

		補 償 内 容		
ご契約コース		I 型	II 型	III 型
お支払限度額	1 請求あたりの限度額	1,000万円	3,000万円	5,000万円
	保険期間中の限度額	1,000万円	3,000万円	5,000万円
免責金額（1 請求あたりの自己負担額）		3万円		
自己負担割合（1 請求あたり）		10%		

(注1) 争訟費用（弁護士費用等）については、免責金額および自己負担割合の適用はありません。ただし、損害賠償金、争訟費用および事故発生拡大防止費用を合わせて上表の「お支払限度額」が限度となります。

(注2) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者（保険の補償を受けられる方）の自己負担となります。

募集期間と保険期間は、次のとおりです。

4 募集期間 保険期間 (保険期間の途中から もご加入いただけます。)

	募集期間	加入依頼書返信 保険料振込締切日	保険期間
新規 継続	2023年4月1日から	2023年4月14日(金) 2023年5月10日(水)	2023年6月1日16時から 2024年6月1日16時まで

5月10日までに加入依頼書が返信され、かつ、保険料が納入された場合、6月1日からの保険期間となります。5月11日以降は、中途加入となります。

中途 加入	2023年5月11日以降	毎月20日(※1)	毎月1日(※2)16時から 2024年6月1日16時まで
----------	--------------	-----------	---------------------------------

(※1) 20日が土・日・祝日の場合、株静岡宅建サポートセンターの直前の営業日を締切日とします。

(※2) 加入依頼書返信・保険料振込締切日の翌月の1日が保険期間の開始日となります。

(例) 加入依頼書返信・保険料振込締切日：2023年8月18日⇒保険期間の開始日：2023年9月1日

実際の保険期間（保険責任期間）については、加入依頼書または加入者証でご確認ください。

5 保険料

本制度の保険料は、加入希望者の前年度の税込年間受取仲介手数料（宅地建物取引の代理または仲介手数料の合計額）に基づき算出します（「直近会計年度の税込年間受取仲介手数料」を基礎として算出）。つきましては、「加入依頼書」所定の欄に、「直近会計年度の税込年間受取仲介手数料」を正確にご記入ください。

保険料率および最低保険料	I 型	II 型	III 型
保険料率（受取手数料1千円あたり）	3.2円	4.0円	4.3円
最低保険料	5,000円		

<保険料計算例>最低保険料の設定がありますのでご注意ください。

【I 型での計算例】

- ① 年間受取仲介手数料 150万円の場合・ $3.2円 \times 1,500 = 4,800円$ < 5,000円 (最低保険料)
- ② 年間受取仲介手数料 800万円の場合・ $3.2円 \times 8,000 = 25,600円$ > 5,000円

6 加入手続き

(1) 加入依頼書 兼 保険料算出の基礎数値に関する告知書

加入を希望される会員事業者の方は、添付の「加入依頼書兼保険料算出の基礎数値に関する告知書」に必要事項をご記入いただき、FAXにて株式会社静岡宅建サポートセンターまでご提出ください。

加入依頼書ご提出後、お振込先等のご案内を送付いたします。

FAX: 054-248-2724

「加入依頼書兼保険料算出の基礎数値に関する告知書」加入依頼書返信締切日は、2023年4月14日（金）です。また、中途加入は毎月20日（※）までに返信をお願いします。

（※）20日が土・日・祝日に該当する場合、それらの直前の営業日を締切日とします。

(2) 保険料払込方法

加入依頼書ご提出後、別途株式会社静岡宅建サポートセンターよりお支払保険料およびお振込先をご案内いたします。

保険料振込締切日までに着金するように指定口座へお振り込みください。

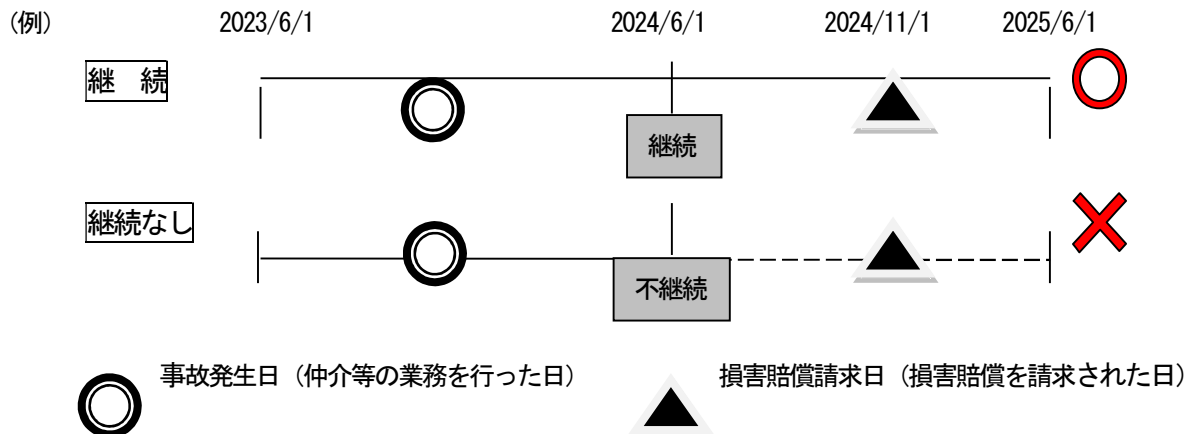
振込手数料は、誠に恐れ入りますが貴社にてご負担願います。

【保険料振込のお問い合わせ先窓口】

株式会社静岡宅建サポートセンター TEL: 054-246-1537

（次年度以降のご注意）

次年度に継続加入をされない場合、今年度保険期間中に行った行為に起因する請求であっても、次年度以降の損害賠償請求について保険金が支払われません。



保険金支払いの対象となる主な事由

- ・物件を勘違いして重要事項を説明した結果発生した法律上の損害賠償責任
 - ・交付した書面上、引渡し日等を誤記入したことにより生じた法律上の損害賠償責任
- ※ 業者が故意もしくは重大な過失により、真正の事実に対して行った場合、保険金をお支払いできません。

保険金支払いの対象となる主な事故例

【事例1】 ペットの飼育について説明を怠ったために、賃借物件の契約解除に伴い損害賠償請求されたもの。

（支払額）12万円（損害賠償金&争訟費用）

（損害賠償金の内容）引越代金

【事例2】 仲介物件に関し、貸室内のレイアウト変更を行うことを条件に契約締結を行ったが、当該貸室内のレイアウト変更が不可能であることが判明し、損害賠償請求されたもの。

（支払額）400万円（損害賠償金&争訟費用）

（損害賠償金の内容）店舗開店が不能となったことによる逸失利益

保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の故意（故意であると判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）または重過失によって生じた損害賠償請求●被保険者の犯罪行為による損害賠償請求●他人の身体の障害、または財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難（これらによる使用不能損害を含みます。）による損害賠償請求●名誉き損または秘密漏えい起因する損害賠償請求●個人情報（氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいい、他の情報と照合することにより、容易に特定の個人を識別することができる情報を含みます。）の漏えい起因する損害賠償請求●資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求●届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求●被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求●宅地または建物の不具合の補修、改修、修理、取り壊し等の工事費用に関する損害賠償請求●建物の瑕疵（欠陥）による損害賠償請求●騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動、地下水の増減、水温変化、電波障害、日照・眺望権の侵害の申立てによる損害賠償請求●石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求●特許権、実用新案権、商標権（サービスマークを含みます。）、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求●鉱業権、漁業権（入漁権を含みます。）、水利権、営業権等の無体財産権の侵害に起因する損害賠償請求●売買契約または賃貸借契約上の債務の弁済に関して契約当事者間に生じた訴訟または紛争による損害賠償請求●被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求●違約金に相当する金額の支払いに対する損害賠償請求●被保険者が売主、買主または貸主、借主になるなど取引の一方の当事者となって行った取引（宅建業者の代理になる行為を含みます。）によって、被保険者に対して提起された損害賠償請求●被保険者が業務の遂行にあたり、取引の対象となる宅地または建物の調査、確認等を行わなかったことに起因する損害賠償請求●被保険者が重要事項説明書等法令に定められた書類の交付を行わなかった取引に関する損害賠償請求など

万が一事故が発生した場合（ご注意）

◇事故が発生した場合、速やかに下記の引受保険会社および取扱代理店「株式会社静岡宅建サポートセンター」までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

◇事故の際、引受保険会社は直接被害者の方と示談交渉はいたしません。

◇賠償金額の決定につきましては、事前に引受保険会社の承認が必要です。

◇保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。

◇他人に損害賠償の請求ができる場合には、権利の保全または行使に必要な手続きを行ってください。

お問 合 わ せ 先

○公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

○取扱代理店 株式会社 静岡宅建サポートセンター

〒420-0839

静岡県静岡市葵区鷹匠3-18-16

静岡県不動産会館

TEL：054-246-1537

FAX：054-248-2724

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

静岡支店 静岡第一支社

〒420-0034

静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5

TEL：050-3460-0911

FAX：054-252-7783

※ 被保険者（加入者）は、業務の遂行にあたり業務執行に関する記録（宅地建物取引業法第49条に基づき備えることが義務付けられている帳簿をいいます。）を備えておいていただく必要があります。被保険者（加入者）が正当な理由なく、記録を備えていない業務に起因して生じた損害については、この保険の対象とならないことがありますのでご注意ください。

※ 保険料の払込方法は一時払のみとなります。

※ この保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

※ ご契約を解約する場合には上記お問合わせ先までご連絡ください。

なお、解約に際しましては、保険期間（保険のご契約期間）のうち未経過であった期間の保険料を返還または未払い保険料を請求させていただきます。

※ ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を表示した「重要事項のご説明」をご用意していますので、必ずお読みください。

※ このパンフレットは概要を説明したものです。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。